

## 規制改革会議農業WGヒアリング資料

## 埼玉県本庄市

## 1 本庄市の概要

埼玉県本庄市は東京から80 Km圏、埼玉県の西北に位置しており、面積は89.7 Km<sup>2</sup>、人口は約8万人です。南は長瀬町・皆野町、北は利根川をはさんで群馬県伊勢崎市に接しています。

北部の利根川沿いは肥沃な沖積平野が広がっていますが、南西部は500 m級の山々が連なる山間部で、林野面積は24.6 Km<sup>2</sup>と全体面積の3分の1近くを占めています。

自然災害は少なく、気候は夏に雨量が多く冬に少ない東日本型気候ですが、去る2月14日から15日にかけての大雪では、農業用ハウスが倒壊して甚大な被害を被っています。

## 2 本庄市の農業

肥沃な農地に恵まれていることから、水稻や麦類などの穀物だけでなく、ネギ・キュウリ・ナス・トマト・ほうれん草・大和イモ・ブロッコリーなどの野菜類や、ぶどう、いちごなどの果実や花卉栽培も盛んです。

## 3 小和瀬農村環境保全協議会（農地水活動組織）の取り組み

## (1) 地区の概要

小和瀬地区は市の北部に位置し、利根川の南岸に広がる平坦な畑地帯です。農業は露地栽培（ネギ、ヤマトイモ）が中心で、全て個人経営で法人組織はありません。

市内の多くの農地は圃場整備事業により30 a区画の農地に整備されていますが、この地区は群馬県伊勢崎市の島村地区と接していて、島村地区の地権者や耕作者が多数いたこと、都市的な開発事業が期待されていたことなどから未整備のままです。

従って、農地の区画が小さく不整形で道路も狭いなど、耕作条件が悪くて借り手もないため耕作放棄地が増加し、平成16年頃には竹藪や原野化して大きな雑木が繁茂する農地も見受けられるようになりました。

## (2) 取り組みの目的

平成17年の耕作放棄地は5.6 haに達したことから、地区の農業委員が自治会と連携して対策を検討しました。その結果、圃場整備事業を実施しないと根本的に解決しないが、「まず、耕作放棄地を解消して圃場整備事業導入の機運を盛り上げる」として、解消への取り組みを始めました。

## (3) 農業委員会の事業及び補助事業の実施

平成18年は農業委員会の事業により、一団の耕作放棄地となっていた30筆、1 haについて農業委員と関係地権者、消防団員の計80名が参加し、雑草・雑木の刈払い・焼却と、整地作業を実施しました。復元された農地は利用権設定により、畜産農家が牧草地として利用を始めました。

さらに、平成19年からは国の補助事業に取り組んで、全ての耕作放棄地を農地に復元することができました。

現在は復元した農地の利用管理に取り組むとともに、圃場整備事業の説明会や調整会議を継続して開催し、平成27年度に県営事業での着工の目途がついたところです。

#### (4) 組織の設立

平成18年の農業委員会事業で関係地権者、自治会、消防団との連携体制はできたものの、農家を中心に一般住民が積極的に参加する仕組みになっていませんでした。

そこで、市の農業委員だった代表者を中心に小和瀬集落及び島村地区の関係者、市内の友人・知人に参加を働きかけて平成20年2月に活動組織を設立しました。組織の構成員は98人で、農協組織の農家組合員、地区の中核農家による有機農業研究グループ、小和瀬自治会、市内のNPO法人となっています。また、島村地区でも平成25年に組織を設立して、圃場整備事業の実施に向けての活動を進めています。

#### (5) 活動内容

原野化した農地も含めた耕作放棄地を平成19年3月から平成20年4月にかけて4.6haを伐採・抜根、草刈りを行い、小和瀬地区の耕作放棄地全てを農地に還元しました。平成20年5月からは次の方針に基づいて、還元された農地の利用保全活動を行っています。

- ①担い手農家が耕作することを優先して、集落内の酪農経営農家が飼料畑として利用する
- ②NPO法人が運営する体験農園を設置する
- ③地域の景観を守るため景観作物を栽培する
- ④残る農地は地権者による耕作や保全管理を原則とし、不在地主などの農地は農地水活動で保全管理を行う

#### 4 耕作放棄地の状況

現在の耕作放棄地は84.7haで、市内の農地面積2,491haに対して3.4%です。

平成20年度から始まった全農地の調査では、当初の耕作放棄地は104.0haで、すでに山林化している農地がありました。このような状態の農地の中から、周囲が山林で囲まれていて、状況から判断して復元が困難な農地は対象農地から除きました。

本市の耕作放棄地は徐々にではありますが、減少している状況です。

(参考：対象農地から除いた面積)

20年 21.9ha、21年 3.0ha、22年 1.3ha 合計26.2ha

#### 5 農地パトロールの取り組み

本庄市農業委員会では、農地パトロールを毎年7月から8月にかけて、全農業委員が8つの地域に分かれ、市内全域の農地を調査しています。また、農地パトロールの実施通知には、耕作できない農地は農業委員会で借り手や買い手の斡旋を行うという、「農地の貸借売買等意向調査票」を添付して提出できるようにして、耕作放棄地の発生防止に努めています。

#### 6 耕作放棄地が大幅に減少しない理由

「農地の貸借売買等意向調査票」は、農業委員会事務局で自由に閲覧できます。農地を借りたい、買いたいという閲覧者はいますが、なかなか契約が成立しません。大きな理由は、貸したい、売りたいという農地は圃場整備事業が未実施で、耕作するための条件が悪い場所にあり、従って、大型機械での効率的な作業も困難で借り手もいないというのが現状です。

市の概要で述べたとおり、南西部は山間部になっていて斜面や谷間の狭い場所に点在している農地が数多く存在しています。このような場所の農地は面積が小さくて不整形で、道路も狭くて曲がっていて用水も自然水です。

耕作放棄地一筆当たりの平均面積は835㎡で、1,000㎡未満の割合は71%となっています。さらに、耕作放棄地が分散していることから、耕作している農地を集約するのも難しいというのが現状です。貸したい、売りたいという農地の多くはこのような場所にあります。山間部での遊休農地対策は圃場整備などの条件整備を実施することが必要と思われます。

## 7 違反転用解消の取り組みが進捗しづらい現状

市内の違反転用件数は13件、面積は3.41haで、主な用途は資材置場、残土堆積、駐車場となっています。

是正指導も行っていますが、改善は思うように進みません。理由としては違反が所有者の仕事に関係していることや、農地法で違反転用の正式手続きを進めるには職員の事務量や費用負担などの課題があることです。従って、事故の危険性や周囲の環境が極端に悪化する状態に至っていない限りは、是正指導を継続することで違反の拡大を防止しているのが現状です。

なお、農業委員は日常的に担当地区内を監視して違反転用の発生防止に努めています。

## 8 農業委員会として積極的に取り組んでいる事柄

### (1) 総会

本庄市農業委員会は毎月25日に総会を開催して、農地法による様々な議案を審議しています。

#### ○農地を農地のままで、所有権や賃借権などの移転や設定をする場合

農業委員会の許可を得なければなりません。許可申請者の担当地区農業委員は、関係者や農地の状況を調査して総会で報告して議決します。受け手の耕作農地に耕作放棄地や違反転用があると許可しません。

#### ○農地を農地以外の用途に転用する場合

都道府県知事、また、面積によっては国の許可を得なければ農地は転用できません。農業委員会では議案を審議して、意見を付して知事に送付します。この場合も、担当地区農業委員が関係者や転用農地の状況を調査して総会で報告します。

特に留意しているのは農地の転用による周辺農地への影響で、コンビニなどは夜間照明による作物の生育、住宅や工場などは日照や排水による農作物への影響に意見を述べています。

### (2) 農業者の代表組織としての活動

農業の振興と活性化のための施策として、市や国に対して農業施策に対する「建議書」を提出している他、先日の大雪では緊急対策会議を開催して意見を取りまとめ、甚大な被害を被った農業者に対する支援を求める「要望書」を、市長と市議会議長に直接手渡しています。

### (3) 後継者対策

農業委員会に「農業後継者対策専門委員会」を設置し、農業に興味のある女性を募集する「農業体験ツアー」など、イベントで女性との出会いの場を提供する活動も支援しています。

## 9 農業委員会活動にあたっての問題点

本庄市農業委員会では農業の振興を図るため、法令に規定された事務以外にも様々な活動を行っています。しかしながら、その活動が市民に正しく理解されていないと思われます。このため、毎年度、農業委員会としての目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を作成して、市のホームページで公開して周知に努めています。

## 本庄市及び本庄市農業委員会の概要

人口 (H26. 1. 1現在)		79,873人
農水省ホームページの統計情報より	総土地面積	8,971ha
	農業産出額	87億7千万円
	販売農家数	978戸
	農産物直売所数	3施設
	水稲	590ha
	ねぎ	194ha
	きゅうり	99ha
	ほうれんそう	90ha
	花木類	490ha
	乳用牛	27戸 (1,280頭)
	肉用牛	25戸 (1,730頭)
気象 (平成23年)	年平均気温	15.4℃
	最高気温	39.8℃
	最低気温	-4.6℃
	年間降水量	1,324.5mm
	年間日照時間	2,215.2時間
農業委員数		37名 (うち、女性農業委員3名)
委員の内訳		選挙による委員 30人 選任による委員 7人 ・議会推薦 4人 (学識経験者) ・団体推薦 3人 (農協、農業共済、土地改良区から各1人)
総会の開催日		毎月25日
議案件数 (平成24年度)		3条 30件 4条 12件 5条 89件
組織		農地利用研究部会 (17名) 農業振興研究部会 (17名) 農業後継者対策専門委員会 (15名)
平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画より	農地面積	2,491ha
	遊休農地	84.7ha
	遊休農地割合	3.4%
	農家数	2,022戸
	農業生産法人数	4法人
	認定農業者	280経営
	担い手への集積	214ha
	集積率	8.59%
	違反転用面積	3.41ha
	割合	0.13%
農地利用状況調査		7月～8月

# 小和瀬における遊休農地の状況図



## 解消前の状況



## 雑木の伐採

